

10月

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日

11月

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…12月1日
 - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
納期限…12月1日
 - 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月17日
 - 個人事業税の納付(第2期分)
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
 - 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月10日
 - 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…12月1日
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…12月1日
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…12月1日
 - 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…12月1日
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…12月1日
 - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…12月1日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

- 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(26年6月～11月分)の納付
納期限…12月10日
- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…平成27年1月5日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成27年1月5日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成27年1月5日
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…平成27年1月5日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成27年1月5日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成27年1月5日

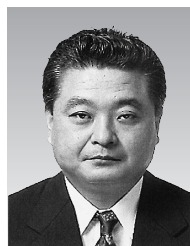
目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
平成27年度税制改正に関する提言(全国法人会)	3
経営のヒント	
業績を上げる上司と部下とのコミュニケーション術	9
ますます「良い社風」が大事な時代	11
最近の話題から	
老舗の誇りとおごりは紙一重の差	12
部会だより	13
地区会だより	14
会員企業紹介	15

税理士会コーナー	
高崎経済大学への寄附講座【税理士 高見澤 隆】	17
経営寸話【税理士 田中直人】	18
健康情報	
「インナーマッスルの強化」がブームに	19
税務署コーナー	
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	20
消費税及び地方消費税の期限内納付のお願い	21
任意の中間申告制度のご案内	22
高崎行政県税事務所からのお知らせ	23
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署長 吉田福一



本年七月の人事異動により、高崎税務署長を拝命しました吉田でございます。

前任の小曾戸同様、よろしくお願い申し上げます。

私は、埼玉県熊谷市の出身で、高崎税務署には、平成十七年に一年間勤務させていただき今回で二度目の勤務となります。

一般社団法人高崎法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

高崎市は、高速道路網の整備に伴い、市内各地に多くの工業団地が造成されるなど、北関東最大の都市としてますますの発展が期待されているところです。

また、他の市町村においても上毛三山に囲まれた豊かで美しい自然や名所・旧跡を残す歴史と文化に彩られた地であり、このすばらしい環境の中で再び勤務できることを大変光栄に思っております。

ところで、税務行政に携わる私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などのICT(情報通信技術)を活用し、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段の充実、納税者サービスの向上に努めるほか、各種施策に取り組むことにより信頼される税務行政の確立に向けて努力を重ねているところでございます。

しかしながら、税務行政を取り巻く環境が大きく変化している中、様々な課題

を遂行していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがございます。

正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努めておられる法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えておりますので、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。して着任のあいさつとさせていただきます。

吉田署長略歴

平成18年7月	宇都宮税務署副署長
平成20年7月	関東信越国税局 調査査察部 統括査察官
平成21年7月	関東信越国税局 調査査察部 統括査察官
平成23年7月	関東信越国税局 調査査察部 統括第二課長
平成25年7月	上田税務署長

高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職名	氏名	前任署等
署長	吉田福一	上田税務署 署長
副署長(総務・個人・資産担当)	五味川勝行	留任
副署長(管理・徴収・法人担当)	菅原博栄	浦和税務署 総務課長
特別国税調査官(法人担当)	松浦司郎	関東信越国税局 税務相談官
総務課長	國見雅英	関東信越国税局 法人課税課 課長補佐
特別国税調査官	青山信明	巻税務署 法人課税部門統括国税調査官
特別国税調査官	川和義彦	足利税務署 法人課税第一部門統括国税調査官
法人課税第一部門統括官	小出良友	鹿沼税務署 法人課税第一部門統括国税調査官
法人課税第二部門統括官	大澤茂雄	川越税務署 法人課税第四部門統括国税調査官
法人課税第三部門統括官	三木信明	長野税務署 法人連絡調整官
法人課税第四部門統括官	柳澤敦彦	留任
法人課税第五部門統括官	伊藤利彦	留任
連絡調整官	桐生直樹	新潟税務署 法人課税第三部門上席調査官
法人課税第一部門法人会担当	林美穂	高崎税務署 法人課税第一部門上席調査官

平成27年度

税制改正に関するスローガン

「総論」

まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！

厳しい経営実態を踏まえ、

中小企業の活性化を図る税制を！

「法人税」

法人の実効税率を20%台に引き下げ、

軽減税率も15%の本則化とする見直しを！

「事業承継税制」

本格的な事業承継税制を確立し、

地域経済を支える中小企業に配慮を！

はじめに

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、景気は回復基調にある。肝心なことはこれをどう持続的成長につなげるかであり、まだまだ課題は山積している。

円安・株高をもたらした金融の「異次元緩和」は実体経済へ好影響を及ぼし、物価は着実に上昇傾向を示している。本年4月の消費税引き上げも景気への悪影響はほぼ一時的にとどまり、価格転嫁も比較的スムーズに行われたといえよう。

ただ、異次元緩和による効果は一段落しており、今後は経済の自律的な好循環構造を構築することが課題になる。それにはようやく始まった賃金上昇の持続や個人消費、設備投資の拡大が必要であり、それらを後押しする実効性ある成長戦略が何より重要である。

政府は法人実効税率を来

年度から数年で20%台に引き上げる方針を示している。まずはこれを着実に実行する必要がある。そして農業や医療、雇用分野などで打ち出した規制緩和策では、改革に値するような制度設計を行うことが求められる。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立では、2015年度の基礎的財政収支赤字半減という第一段階の目標達成は可能になったものの、20年度の黒字化目標に向けての道筋は描かれていない。歳出・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠である。

日本経済を取り巻く環境は中国経済の減速や続発する地政学リスクなど、依然として不透明感が拭えない。そうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業には、アベノミクス効果が十分に浸透していないうえ、エネルギーコストの上昇なども重荷になっており、さらなるきめ細かな対策が必要である。

基本的な課題

第一

社会保障と

税の一体改革と 今後のあり方

社会保障と税の一体改革は、本年4月に消費税が8%に引き上げられるなど実行段階に入った。我が国財政を先進国で突出して悪化させた最大の要因が、社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大にあることは論をまたない。換言すれば、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化は表裏一体の問題であり、今回の消費税引き上げは、このギャップ縮小に一定の意味を持つことになろう。

ただ、依然としてギャップは途方もなく大きい。例えば、国の社会保障費は今後も毎年、1兆円ずつ増えることが見込まれている。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む我が国に

とって、この問題に対応するのは容易でない。しかし、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させなければ、国民の間に将来不安が醸成され日本経済にも多大な悪影響をもたらす。

こうした事態を回避するには、まず、重点化・効率化により「給付」を可能な限り抑制し、同時に適正な「負担」を確保するしか方法はない。政府は15年10月に消費税をさらに10%へ引き上げる予定だが、本年4月の引き上げ同様、経済の動向に配慮しつつ着実に実行することが重要になる。そして、中期の「給付」と「負担」のあり方についても、合わせて議論していかなければならない。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、「中福祉」「低負担」といわれるアンバランスな構造の是正が欠かせない。しかし、今後の

社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が不可避とされる。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が数年後に医療、介護分野で給付を受ける中心的世代になることを考えれば、社会保障制度の改革は急を要する。

改革に当たっては、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが何より重要である。その際には「自助」「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。給付財源を公的負担に頼ることになれば、消費税などをいくらか増税しても間に合わないからだ。

社会保障と税の一体改革では、「社会保障制度改革国民会議」がその土台作りを委ねられた。しかし、年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野においても改革案は十分ではなかった。ポスト改革国民会議」として新設された「社会保障制度改革推進会議」では、一体改革の進捗状況を厳しく点検すると同時に、10年後を

見据えた抜本的な改革のあり方を示すよう求めたい。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。とくに中小企業は価格決定プロセスにおいて立場が弱く、実際、各種調査でも価格転嫁が完全ではないとの結果が出ていることに留意すべきである。

また、政府・与党では今年末の来年度税制改正に向けて軽減税率導入に関する議論のとりまとめ作業を行っているが、以下に示した理由などから税率10%段階での導入は必要なく、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

3. 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化している財政の健全化

は、アベノミクスによるデフレ脱却と両立させることが極めて重要である。国債の信認が失われれば、長期金利の急上昇などによりアベノミクスはもとより、日本の経済、財政自体が危機に瀕してしまうからである。

我が国は①2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減②2020年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ、という財政健全化目標を掲げている。これは国際公約でもあり、目標を着実に達成することが極めて重要である。

しかし、内閣府が本年7月に示した「中期の経済財政に関する試算」によると、15年度の赤字半減は達成可能としているが、20年度には消費税率10%への引き上げと高い成長率を前提とした楽観的なシナリオでも、GDP比で1.8%、11兆円の赤字が残る。

これに対し、安倍政権の「中期財政計画」は20年度

黒字化への道筋を示しておらず、その策定は15年夏以降に先送りした格好になっている。来年度予算の概算要求基準（シーリング）でも、国債の新規発行を前年度以下に抑制するとして、ただけで、歳出上限額の提示さえ2年連続で見送った。

先進各国はリーマンショックで悪化した財政の健全化を法律で規定するなど、厳しい財政規律の下で急速に進めており、ドイツはすでに財政収支を黒字化している。我が国も早急に歳出・歳入両面からの改革に具体的な数値目標を設定して取り組まないと、20年度の黒字化は達成できないと考える。

4. 行政改革の徹底

社会保障と税の一体改革により消費税が段階的に引き上げられる。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには極めて重要だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。増税

は国民に痛みを求めるわけ
で、その理解を得るには地
方を含めた政府、議会が「ま
ず隗より始めよ」の精神に
基づき自ら身を削らなければ
ならない。

しかし、衆議院の議員定
数削減が小手先の対応に終
始しているのをはじめ、公
務員改革でも本気度が不足
している。また、特別会計
と独立行政法人に対する改
革熱も冷めたように見え
る。財政健全化と同様、行
政改革も直ちに明確な期限
と数値目標を定めて断行す
るよう求める。

5. 共通番号制度につ いて

マイナンバーの運用に当
たっては、国民の利便性を
高めるとともに、制度内容
を国民に周知し、定着に向
けて取り組んでいく必要が
ある。その際には個人情報
の漏洩、第三者の悪用を防
ぐためのプライバシー保護
など制度の適切な運用が担
保される措置を講じるとこ
も、コスト意識をもつこ

とも重要である。

また、社会保障と税、災害
対策となつて利用範囲
をどこまで広げるかは今後
の重要な課題であり、広範な
国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革の あり方

今後の税制改革に当たつ
ては、①国際間の経済取引
の増大や多様化、諸外国の
租税政策等との国際的整合
性②経済の持続的成長と雇
用の創出③少子高齢化や人
口減少社会の急進展④グ
ローバル競争とそれがもた
らす所得格差など、経済社
会の大きな構造変化などに
どう対応するかという視点
等を踏まえ、税制全体を抜
本的に見直していくことが
重要な課題である。

第二

経済活性化と

中小企業対策

アベノミクスが一定の効
果をあげ始めた。円安・株

高の定着、3大都市圏の地
価の底打ち、政府の異例と
もいふべき要請に応えた産
業界の賃上げ、そしてこれ
らを背景とした物価上昇傾
向の鮮明化がその証左であ
ろう。

しかし、強い日本経済の
再生を成し遂げるには、こ
れを技術革新や設備投資、
個人消費の拡大という実体
経済に結びつけ、持続的な
成長サイクルを構築するこ
とが不可欠である。その力
ぎを握るのはアベノミクス
の開始当初から指摘されて
いるように実効性ある成長
戦略であり、それなしには
「経済低迷下の物価上昇」
という危惧すべき事態にも
陥りかねない。

政府は、今年6月に新た
な成長戦略を発表した。懸
案となつてきた法人実効税
率では、来年度から数年間
で20%台に引き下げる方針
を示した。その代替財源に
ついては結論を今年末まで
先送りしたが、引き下げを
明確に打ち出したことは大
きな前進といえる。また、
地域経済を担う中小企業に

対しても成長を促すさらな
る実効性ある税制措置が必
要である。

成長戦略ではいわゆる
「岩盤規制」の改革にも
一歩踏み込んだ。具体的
には、①労働分野では年収1、
000万円以上の専門職に
ついて労働時間ではなく成
果で評価する方式を導入す
る②医療分野では患者の申
し出制により先端医療など
で混合診療を拡大する③農
業分野ではJA全農の株式
会社化などの農協改革にも
乗り出すなどが盛り込まれ
ている。ただ、これらの規
制緩和の実効性を確保する
には今後の制度設計が重要
な意味を持つといえよう。

また、成長戦略をただの
お題目に終わらせないため
には、政策の進捗状況と効
果を検証する「PDCA（計
画、実行、評価、改善）」
サイクルのような仕組みが
不可欠であり、その作業は
民間有識者もメンバーと
なっている経済財政諮問会
議の場で行うのが望まし
い。そして検証結果を定期
的に国民の前に明らかに

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担によ
り保険に転嫁することで、費用を平準化
することが可能となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査が加
わり、取引先に対する与信管理の充実・
向上が図れます。

法人会
会員企業専用プラン。
是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店 高崎支社 (担当: 吉田)
〒370-0045
高崎市東町80 群馬トヨタビル5F
TEL027-323-4332 FAX027-327-4046

し、さらなる成長戦略につ
なげねばならない。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は復興特別
法人税が1年前倒しで廃止
され、税率⁶⁴35.5%に引き下げ
られた。しかし、近年、国
際競争力の強化や外国資本
の誘致などを目的に大幅な
引き下げが行われているア
ジア、欧州各国との税率格
差は依然として大きい。

さらに、法人税に社会保
険料を加えた企業負担の国
際比較では、我が国は必ず
しも高くないとの指摘があ
るものの、年々、社会保険
料が引き上げられていく状
況を加味すると、企業の負
担感が高まっている。

こうした状況が続けば、
国内企業の海外移転が加速
し、雇用への悪影響、さら
には経済全体の衰退につな
がる恐れがある。これらの
観点から、法人の税負担は
地方税を含めて大幅に軽減
すべきであり、政府が示し
た来年度からの法人実効税
率引き下げは着実に実行す

べきである。

また、税率引き下げの代
替財源については、財政健
全化目標との関係なども踏
まえれば恒久財源の確保を
原則とすべきで、具体的財
源は税制全般の改革の中で
検討されるのが望ましい。

2. 中小企業の活性化に 資する税制措置

中小企業は、我が国経済
の礎であり、また、地域経
済の担い手である。その中
小企業が時代や環境の変
化、特にグローバル化の流
れの中で存在感を確保し、
経済社会への貢献を続ける
ことができるような税制の
確立が求められる。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占め
る中小企業は、地域経済の
活性化、雇用の確保などに
大きく貢献しており、経済
の根幹を支える重要な存在
である。その中小企業が相
続税の負担等により事業が
承継できなくなることは、

日本経済に大きな損失を与
えるものである。

平成25年度税制改正にお
いて、納税猶予制度の要件
緩和や手続きの簡素化が図
られるなど大幅な見直しが行
われた。しかし、中小企
業が円滑な事業承継を行う
にはまだ不十分であること
から、さらに以下の点につ
いて見直しを求める。

第二

国と地方のあり方

地方を含めた我が国行財
政システムの硬直性は正や
地域活性化の観点から地方
分権が叫ばれて久しいが、
具体的議論は依然として深
化していない。国と地方の
役割分担とそれに対応する
行財政のあり方を明確化さ
せる分権の本質的議論が行
われていないからである。

地方分権は権限と責任が
国から移行することを意味
する。従って地方は国依存
から脱却し自立・自助の体
質を構築することが不可欠
となる。しかし、例えば財

政状況を見ると、地方の基
礎的財政収支が黒字なのに
対し、国は途方もない赤字
を抱えているにもかかわらず、地方交付税を加算して
いた。しかも、地方交付税
は地方公務員の高給与や高
額の議員報酬の財源に充て
られている側面もある。

こうした中で、政府は地
方活性化を重要課題として
位置付けアベノミクス効果
を全国に波及させる取り組
みに乗り出すという。それ
ぞれの地方の特色と強みを
生かした活性化という理念
に異論はないが、一方では
それが新たな歳出圧力を生
むとの懸念も指摘されてい
る。地方活性化は安易に国
の財政支援に頼ることな
く、いかに地方独自の知恵
を絞るかが重要である。

また、地方行政に必要な
安定的な財源の確保や行政
改革についても、自立に向
けて自らの責任で政策を企
画・立案し実行していくこ
とが求められる。



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成25年度末。当社調べ。
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



第四

震災復興

被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きについては、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

税目別の
具体的意見

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるような見直しすべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復
所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹ともいえるべき税目であるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。

また、グローバル競争や就業形態の多様化などの経済社会の構造変化などから、非納税者が増加する傾向もある。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税・住民税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

② 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。なお、女性の社会進出に向けて「配偶者控除」のあり方について議論されているが、税制だけでなく社会保障制度の見直しなど多角的な視点から検討する必要がある。拙速な見直しは避けるべきである。

③ 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

点から適正水準とすべき。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す。

- ① 贈与税の基礎控除の引き上げ
- ② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げ

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。さらに、最近、三大都市圏を中心に地価が上昇し始めている。こうした点を踏まえ、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。

④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税

と所得税の二重課税の調整が行われているものも不十分であり、さらなる見直しを求める。

(2) 電子申告

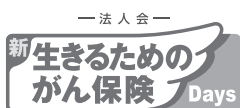
国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、さらなる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（e-LTAx）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

※平成27年度 税制改正

正に関する提言より抜粋。全文については、高崎法人会HPをご覧ください。

http://www.takasaki-hojinkai.com

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

業績を上げる

経営コンサルタント 武田邦貴

上司と部下のコミュニケーション術

円滑な社内コミュニケーションは、職場を明るくし、社風を良いものにする上で欠かせないものです。

とくに、OJT（職場内教育機会）を通じて、上司が部下に目標を与え、指導・育成していく上では、円滑なコミュニケーションは意志疎通の欠くことのできない前提ともなります。

依然厳しいビジネス環境の中でも、業績のいい会社には足を踏み入れると、決まって明るくコミュニケーションが良いようです。

コミュニケーションと業績は、まさに因果律というゴールデンルールが成立しているのです。

誤ると抵抗行動が

コミュニケーションは、2つの種類があり、1つは

通常の会話といったバーバルコミュニケーション（言語的）です。

もう1つが、ノンバーバルコミュニケーション（非言語的）と言って、言葉以外でのコミュニケーションで、態度・声・表情・振舞いなどの言葉によらないコミュニケーションの2つで、コミュニケーションは成立しています。

コミュニケーションの良し悪しは、この2つの双方が一体となって決まってくる。相手の感情へと伝わっていき、次への行動へと駆り立てます。

モチベーションが上がる良いコミュニケーションであればいいのですが、そうでない場合は生産性を下げてしまいかねせん。

ここに、興味深いデータ

があります。

フロリダ州立大学での研究結果です。

部下社員が上司に対して感じていることを挙げたのが、表1です。

約束反故、無視、評価不実行、他者悪口、プライバシー侵害が上位を占めていますが、上司の皆さんはこのようなことはされていな

【部下が上司に対して感じていること】
(表1)

- ① 39%の部下が上司が約束を破ったと報告している
- ② 37%の部下が必要な評価をしなかったと感じている
- ③ 31%の部下が過去1年間で上司に無視された経験がある
- ④ 27%の部下が上司が他の従業員・マネジャーについて、批判的なコメントをしているのを聞いたことがある
- ⑤ 24%の部下が上司がプライバシーを侵害していると報告している

【上司から虐げられたと感じている部下がとる抵抗行動】
(表2)

- ① 33%が最大の努力をしないと告白
- ② 30%が意図的に仕事を遅らせたり、失敗したりする
- ③ 29%が病気でないのに病欠する
- ④ 27%が意図的に上司から逃げる
- ⑤ 25%が、多く、長い休憩をとる

抵抗行動が、表2です。

部下は、やる気を失い、わざと、努力を怠ったり、仕事を遅らせたり、上司から逃げたり、揚げ句には仮病での休暇で、抵抗行動へと走ります。

人間関係さえも悪くしてしまします。

これでは、業績向上どころではありませんね。まさに、コミュニケーションと業績はゴールデンルールです。

「ありがとう」の
実践が基本

コミュニケーションを良くする基本は、相手を認めることです。

人は誰しも「自分を理解して欲しい」という自己認知の欲求を持っています。相手から認められたことで、自己認知の欲求は満たされ、良好なコミュニケーションが実現していきます。相手を認める最強で最良の言葉は、「ありがとう」に尽きます。

上司は部下社員に、1日何回の「ありがとう」を口にしていくでしょうか。

「頑張ったね、ありがとう」「素早いお客様への対応だったね、ありがとう」。

例え、社員が仕事で失敗しても「チャレンジしてくれて、ありがとう」と言える上司の度量は持ち合わせておきたいものです。

「ありがとう」が飛び交う習慣の職場や営業の現場であれば、コミュニケーションは良くなり、信頼感も増し、職場も明るいものとなっていくます。

上司は意識して「ありがとう」の実践が欠かせないのです。

「ジョハリの窓」の活用

コミュニケーションを良くし、人間関係をスムーズにする、コミュニケーション心理学での分析モデルに「ジョハリの窓」があります。

これは人の心には、4つの窓があり、4つそれぞれの窓を自分の意思で大きくしたり小さくしたりとコントロールすることで、人間関係をスムーズにして、相手のコミュニケーションを円滑なものにしていくという考え方です。

4つの窓とは、①自分も他人も知っている自分（開放の窓）、②自分は知らないが他人は知っている自分（盲点の窓）、③自分は知っているが他人には隠している自分（秘密の窓）、④自分も他人も分かっていない自分（未知の窓）で、これら4つの窓の領域で「人の心」は成り立っているという考え方です。

ジョハリの窓

		他人が	
		知っている	知らない
自分自身が	知っている	開放の窓	秘密の窓
	知らない	盲点の窓	未知の窓

コミュニケーションを円滑に促進するための結論から言えば、「開放の窓」の領域を大きく広げていくことにあります。

「開放の窓」は、自分も他人も知っている自分の姿が一致している状態にありますので、誤解もなく相互理解の円滑なコミュニケーションが図ることができるのです。

「開放の窓」を大きくしていくためには、取りも直さず、「秘密の窓」「盲点の窓」「未知の窓」を小さくしていくことです。

「秘密の窓」が大きいと、他人に隠している領域が大きいため、相手からの疑心暗鬼も生み、コミュニケーションは不自然なものになっていきます。

ですので、自分自身を開放し、「秘密の窓」を小さくする努力がコミュニケーションを円滑にしていけます。

「盲点の窓」は自分で知らない、気づいていない領域ですので、他人からの自分の欠点について、アドバイスを助言で知ることができ、自分の成長を育むことができます。

「未知の窓」は、自分も他人も分かっていない領域で、新しい経験や未知へのチャレンジで自分の可能性を高めていくことができます。

ます。

コミュニケーションの円滑化に「ジョハリの窓」が役立つことは理解いただいたが、これをどう活用するかです。

上司を軸とした、例えば営業担当の部門でのミーティングで、上司も部下社員も、それぞれが「私は……だ」というように、自分の性格や気質傾向、仕事での価値観を50個ほど書き出してみます。

「私のはんびり屋だ」「私は周囲を気にする性格だ」「私はきっちり時間をかけて仕事を仕上げるタイプだ」……という具合に、書き出します。

その際、上司も一緒に発表することだからこそ、意義と効果も上がる事だけはしっかり理解してください。

そして、それを一人ひとり発表していき、参加者が発表者の発表したそれぞれの内容を「ジョハリの窓」ごとに、整理していくのです。

このプロセスを通じて、「そうだよ、知っていたよ」「まったく気づかなかった」「そういう考えを持っているんだ」という反応が起きる。他人が自分の理解を深めてくれる。

また、自分が書き出していないことを他人が評価したりすることで、自分の知らない意外な強みや才能を見出すこともあります。

要は、上司と社員相互に性格や価値観の理解を深め合うことで、コミュニケーションが円滑になっていきます。

ここ10数年、新卒で入社してきた社員が3年も経ずして会社を去る社員が多いといわれています。

退社したいけれども、職場の人間関係やコミュニケーションが取れなかったと指摘しています。こうした事態を招くことや、社風を良くする上でも、部門を問わず、上司も含めた全社員で行われることをお薦めします。

ますます 良い社風が大事な時代

経営コンサルタント 森田哲哉

景気改善を背景に、新卒者の就職率が回復し、今春も多くの若者が企業へ入ってきました。その彼らが企業を選択したり、入社動機として「自分の能力を生かしてやりがいがある」ことを挙げています。

しかし、目指して入った会社にもかかわらず入社3年未満で職場を去っていく多くの若者が後を絶たないという実情にあるのも事実です。

そうした実態を鑑みると、「やりがい・働き甲斐」を求めて入社した若者たちは「やりがい・働き甲斐」を得られる前提ともなる「社風の良し・悪し」を本音で重視していることに気づか気づかされます。

どのような会社であつても、社風があります。良い社風がその社員本人

にフィットして、自発的に働き、成果を挙げ、生き甲斐にすら感じ、会社で働くことが楽しくて仕方がないと思えるようになるでしょう、逆に、本人が願うものとは違った悪い社風の場合、働くのが嫌だ、成果など覚束ない仕事ぶりになり、できることなら辞めたいともなるでしょう。

社風とは一体何かです。社員自らが何のためにこの会社で仕事をしているのかという自覚が持て、その会社に対する社員の信頼感・安心感・尊敬の念が持てている職場の空気感・雰囲気と言えるでしょう。

それは取りも直さず、会社や社員が顧客である取引先やお客様にどのような役立っているのかという使命感を共有して理解していることから生まれるものです。

そうしたことが明確な会社は当然にして、上司や部下、同僚とのコミュニケーションの機会も円滑で多く、問題が生じた場合でも会社一丸となって解決への努力がなされていきますし、一人ひとりの社員は自らに仕事と職場に誇りを持っていきます。

職場での仕事ぶりを見て、社内はきちんと整頓され、明るく元気な声での挨拶や電話応対、さらには来社するお客様には全員が立ち上がり挨拶するなどの光景も見られ、社外の誰しもが「いい社風の会社」と実感するものです。

こうした会社は業績も比例し伸びていくものです。逆に、澁んだ職場雰囲気、挨拶すらも満足でなく、仕事の責任の所在も曖昧な職場内コミュニケーション

ではお客様は離れていくのは必定です。厳しい経営環境の中で勝ち残っていくために、どうすれば良い社風を築いていけるかですが、「会社は経営者の器以上に大きくはならない」の言葉通り、良い社風づくりの最大の担い手は経営者です。

経営者が社員に対し、会社の未来への夢を語ることは、その会社の夢に向かって、経営理念と経営目標を社員に語ることで、夢へのベクトルを一つにして社員一丸の努力が引き出されていきます。

経営者の掛け声だけでなく、経営者自身も率先努力し、さらに自らが勉強することといった自分磨きも怠ることはできません。

社員は経営者を見ています。怠惰であつたり、口先と行動が裏腹では、社員は尊敬の念を失い、やる気を失くし、社風は一変して悪化します。

そして目標達成時には正しく人事考課して評価することです。また、目標を明示したら、権限も委譲して、任せる度量がやる気と前向きな積極的な仕事への取り組みを生み出します。

さらには、社員が前向きに経営に参加できる機会を設けることも社風を良くしていきます。小さな会社でも大きな成果を生んでいる「提案制度」の活用をお勧めします。

また、定期的に管理職者が定期的な社員と面談し、目標の進捗状況や公私に亘る悩みなどがあれば耳を傾け、助言などのコミュニケーションは、上司と部下との信頼関係を厚くし、良い社風の構築の基礎ともなります。

経営者のリーダーシップやコミュニケーションが目には見えない社風をつくります。良い社風が、ますます「もの」をいう時代です。

老舗の誇りとおごりは紙一重の差

「ピンチを救うには家訓と

周囲の人たちからの「聞く耳」を持つとう

経済評論家・作家 荒 和雄

老舗とは

一般的に「老舗とは伝統や格式、信用のある由緒ある正しい店」といわれ、主として和菓子、酒造業、飲食店等が多い。

大都市を始め地方都市には、多くの老舗が存在する。その中には地場産業の中心的存在にもなり、その盛衰は地域経済の再生・発展にも繋がっている。しかし、この老舗の存在、時には「おごり」がみられ、地域社会から浮いた存在になることもある。

そこで、今回は、その老舗にとかく起こりがちな長所と短所とに焦点を合わせ、本当の意味で地域に根差した「老舗の在り方」について考えてみたい。

長所（誇り）

①長年にわたって築いた信用・信頼が基本
老舗を表す別の言葉に

「のれん」がある。よく「のれんに傷がつく」といわれるのはこの信用第一が経営の根幹にある。

②信用・信頼のベースは多種多様へ

老舗には、その信頼・信用の基本は、実にさまざまであるが、代表的なのは、製品(品質)の良さ、他の企業にないものを長年にわたって開発、そして販売している。

また最近では、「おもてなし」という言葉に代表されるお客様至上主義、顧客サービスに徹底しているところを指すこともある。「さすが老舗」だと来店する顧客の中には、品質だけでなくその顧客対応に満足していく人たちも多い。

③多くは世襲企業

老舗を継ぐ人たちは、直系の男子が多いが、最近では、女性の時代を反映して、女系企業も多い。いわゆる「おかみさん」がその代表的なケースだ。ときには後継者に指名された婿が

企業(老舗)を継ぐこともある。いずれにしても結束力が強く、代表者を中心として「のれん」を守る意気込みは強い。

したがって、店によっては新しい時代の潮流に合わせて新製品を開発したり、あるいは販売方法や販売ルートを海外にまで広げたりしているところもある。

④後継者の教育に熱心である

老舗は、後継者の育成とその選択がポイントである。「できれば血を分けた子供たちに継がせたい」と熱心な教育をしているところも多い。また「のれん会」等、地域の老舗の団体に加入し、業種や商売は異なるが、互いに切磋琢磨しているところもある。いざれにしろ、トップ(店主)の溢れんばかりの企業家精神がその支柱となり、それを内部からバックアップしている。

短所（おごり）

①保守的かつ自己中心的になりがち

老舗の最大の欠点、すなわちおごりは、自己中心的な経営をしている傾向があることだ。

地域で生き残るためにラ

イバル店の陰口を言ったりするケースもみられる。また地域の団体では、表面的にいつもリーダーにまつり上げられるため、「のれん」の上にあぐらをかき、その結果、信用を壊し、業績不振、なかには廃業に至るところもある。

②意外と企業・家庭内のコミュニケーションが悪いところもある

夫婦間の情報伝達の希薄さ、コミュニケーション不足、会社内では誰も店主(社長)に異議を申し立てず、従業員を始め周囲の人たち(取引先等)はその言動にいつも振り回される。

③経理面など公私混同、乱脈経営に陥りやすい

老舗の多くは同族経営で、社の内外からのチェック機能が働いていないケースもある。いわば「裸の王様化」している店主もある。

ピンチをチャンスに 老舗を守るには

①家訓を時折紐解こう

どこの老舗にも、代々伝わっている家訓がある。

この家訓の形態はさまざまであるが、多くは創業者が残した言葉が多い。そこ

には「経営の最高英知」が示されている。この英知こそピンチをチャンスに導く訓である。

「三良主義」「三方よし」の経営などがその代表的なケースだ。これを店頭や社長室に掲げるだけでなく、行動に移すことが大事だ。社長自身の反省材料にもなり、周囲の人たちへの教育にもなる。

②聴く耳を持つ

老舗の中には、天動説型、自己中心の経営形態をとっているところもある。そこで大切なのは、周囲の人たち、例えば幹部や部下、取引先の人たち、取引金融機関からの情報やアドバイスを謙虚に聞くこと。

この「聴く力」の作法は、老舗の将来を大きく左右する。インターネットで多くの情報が手に入る時代ではあるが、やはり大事なことは、企業内部にしろ、外部にしろ、面と向かって真正面から人の話を聞くことが大切である。

老舗を守るといふ重い責任、あるときはラッキースして、率直に人の話を聞く視野の広さ、それが老舗の品格を一層高める秘訣であろう。

優良法人特別部会

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。
(電話027-136314526)

「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表敬を受けた法人（現在75社）で組織する会です。

女性部会

小学生を対象とした

税に関する絵はがきコンクール

第5回税に関する絵はがきコンクールの応募作品（1724点）の展示を夏休み期間を利用して三市で行いました。

高崎市役所（8/5～8/12）
 渋川市役所（7/23～7/30）
 安中市文化センター（7/30～8/8）

この作品展示を通して、市民の皆さんに税をより身近なものに感じてもらい、納税意識の高揚を図ることを目的としています。

また、租税教室を開催する小学校を対象に、第6回コンクールの作品を募集いたします。関係各位のご協力をよろしくお願いいたします。

夏のいちごプロジェクト

今夏も全法連女連協の趣旨に賛同し、毎年恒例の「節電うちわ」を約3千本配布しました。

猛暑の中、部会員が協力し、各地区でのお祭りやイベント等で、家庭や職場での無理のない節電を呼び掛けました。

青年部会

関東信越法人会青年部会連絡協議会では、九月五日（金）、前橋ベイシア文化ホールにおいて、関東信越国税局管内の六県から約三〇〇人が集まり、合同セミナーを開催いたしました。

セミナーの講師には、「カラオケ本舗まねきねこ」や「フィットネスクラブカーブス」などを運営する株式会社カホールディングス（本社・前橋市）の腰高博社長をお招きし、「中小企業こそ国の礎」をテーマにご講演いただきました。

その後、県外から多くの青年部会員も参加いただいていることから、「群馬の食材を楽しむ夕べ」として県内の食材をメインにした料理や地酒に加え、歌や踊りのアトラクションを交え、懇親会を行いました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

高崎

高崎地区会の17支部で 今後の事業計画等について 会議が開かれました

平成26年9月、高崎地区会を構成する17支部の役員会が、それぞれ開催されました。会議の中では、支部の会員の皆様の現状や今後の会員増強運動の方法、高崎地区会で行う社会貢献活動などの事業計画について話し合われました。特に、支部単位での社会貢献活動の是非等、積極的に今後の支部ひいては、法人会のあり方の議論がなされました。



【高崎地区会17支部図】

法人会の税務テキストの紹介

全国の会員企業のご協力のもと、法人会では研修会等で使用するテキストを発売しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただきます。ぜひご参加ください。



平成26年度 源泉所得税の実務のQ&A (A4判 64ページ)
平成26年度 会社取引をめぐる税務Q&A (A4判 32ページ)
平成26年度 税制改正のあらし (A4判 32ページ)

なお、数に限りがございますので、在庫切れの場合はご容赦ください。
高崎地区会 事務局
TEL 027-363-4526

箕郷

「第十二回箕輪城まつり」開催間近

平成二十六年十月二十一日(日)に、かつて戦国時代に絶大な勢力を持っていた武田軍との戦いで長年に亘り箕輪城を守り続けた長野軍(城主の業政)。その合戦の模様や約三百五十人も武者行列を、手作り甲冑を身に纏い現代風にアレンジして「第十二回箕輪城まつり」が開催されます。



高崎市箕郷支所前で出陣式(九時三十分)、和弓礼射の後、箕輪城跡の本丸まで武者行列が行われます。本丸では、模擬大砲による祝砲、各舞踊、太鼓演奏などのアトラクションも行われます。又、箕輪城市として各種売店を出店する予定です。

この箕輪城まつりは、「参加者が遊び心で楽しくやろう！」の精神で十三年前にドリーム21と言う小さな団体が始めました。実に長野氏箕輪城落城後四百三十七年後のまつりです。今では、

たくさんの人たちのご協力・ご賛同により高崎市の伝統あるお祭りのひとつになろうとしています。是非、皆さんもご来場してお楽しみ下さい。

一般社団法人高崎地区会
箕郷地区会会長
箕輪城まつり奉賛会会長
柳澤 佳雄

「生きる」を創る。

Aflac 保険相談

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

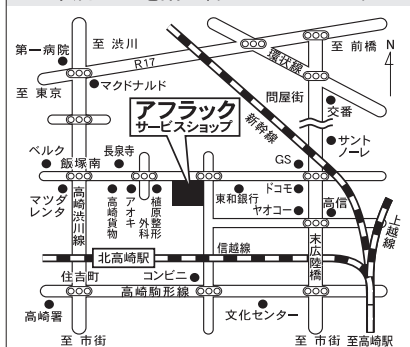
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)
サービスショップ
高崎飯塚店
(駐駐車場完備)

アフラック い〜な
0120-0269-17
ホームページから見積りできます。

http://www.idasogo.co.jp
master@idasogo.co.jp
●営業時間 9:00~18:00 (日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。



渋川

会員企業紹介

株式会社 エリスプランニング
エリステニスクラブ



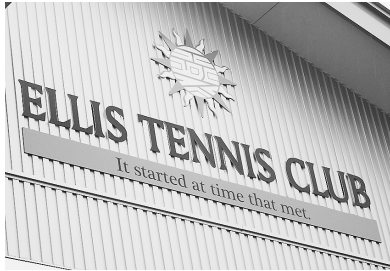
代表取締役
渡邊 哲

一、所在地

渋川市渋川四一九九一七
TEL 〇二七九一二五〇七六八〇
http://www.ellis-tennis.jp/

二、事業概要

テニスクラブ、テニススクールの運営。レンタルコート、イベント企画・運営。
テニスクラブは会員制、ビジターも可。テニススクールは、3才〜シニアまで。それぞれの目的に応じたクラスをご用意しております。



クラブハウス

三、経営理念・会社PR

エリステニススクールでは、平成25年に東京都が2500校(公立、小・中・高・特別支援学校)の体育授業に導入した運動能力向上開発、運動機能改善が図れるコーディネーションントレーニングのライセンスを全スタッフが取得し、テニススクールのプログラムに地域最速導入。レジャーとしてのテニスから競技としてのテニスまで幅広く対応。スポーツ本来の価値である「楽しさ」を追求し、提供いたします。
『楽しむことからすべては始まる』



倉 渕

会員企業紹介

合同会社 くらぶち本舗

代表取締役
塚越 正平

一、所在地

高崎市倉渕町
三ノ倉二九六一一
TEL 〇二七―三八四―八二八二

二、事業概要

合同会社くらぶち本舗は、従業員はアルバイトを含め総勢40名の道の駅です。今春、4月26日のオープン以来、地域の皆様と共に歩んでまいりました。

食堂・売店の他に、公民館・調理室使用の管理とATMの管理も行っております。



店舗看板

三、経営理念・会社PR

休館日は月に一度だけです。従業員全員でシフトを調整し、運営しています。
今後も、ご来店いただいたお客様にご満足いただける様、創意工夫を重ね、従業員一同力を合わせて頑張っておりますので、宜しくお願い致します。



店舗外観



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

北 橋

会員企業紹介

有限会社 小林輪業

代表取締役

小林 益哉

一、所在地

渋川市北橋町

真壁一七五六―一

TEL 〇二七九一五二―三二六〇

二、事業概要・会社PR

昭和三七年四月、先代である父親が、自転車の

修理・販売業を創める。当時は、東

京で溶接技術を取

得したことで、村

の鍛冶屋も合わせ

て行っていた。高

度成長期に入り、

当初は自転車、二

輪が主だったが、昭和四四年に自動車の分解整備事業の免許を取得、徐々に自動車の修理・販売をするようになった。

平成二年に新し



社屋外観

三、経営理念

地元根付いた企業

で、親切、丁寧な仕事で、

だれからも信頼され愛さ

れる企業を目指す。

吉 井

会員企業紹介

株式会社吉井住設



代表取締役
城代裕一

一、所在地

高崎市吉井町下長根三一

TEL 〇二七―三八七―二七四一

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和44年にLPガス販売及び付帯する

機器販売業として創業しました。さらに昭和48年

4月には現在地に一般管工事業を開始していま

す。その後、後継者も加わり、現在はLPガス・灯

油関連機器（給湯器、ガスコンロ、炊飯器、ガス衣

類乾燥機、浴室暖房換気乾燥機など）の販売の

他、設置工事を行って

います。その他、新築工事の

設備工事全般、公共下水道接続工事・合併浄化槽設置工事などの管工事の他、台所・浴室・トイレ等



社屋外観

三、経営理念

のリフォーム工事も承っています。

当社は、開業以来お客

様の信用を第一にお客様

との心のふれあいを大切

にし、快適で安心・安全

な暮らしの実現を目指し

ています。そのために、

品質管理・施行管理はも

ちろんいつでもどこでも

親切・丁寧で誠実な姿勢

を追及して参ります。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

税理士会

高崎経済大学への寄附講座

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 高見澤 隆

I 寄附講座とは

寄附講座とは、大学が民間団体からの資金援助を受けて、大学の教育や研究の活性化を目的に、学外の専門家を講師に招いて行われる大学内の講座（授業）です。

日本税理士会連合会（日税連）は、昨年度から3年間にわたり高崎経済大学の協力をいただき、租税法に関する教育・研究活動と次世代を担う税理士の輩出・育成のため、税理士会から講師を派遣し「租税法」（2単位）の正規授業科目として、寄附講座を開設しています。

関東信越税理士会では、初めての試みですが、全国的に見ると、日税連の寄附講座は、平成7年度から27大学（国立7大学、公立2大学、私立18大学）において

て2年〜3年間、開設されてきました。

一昨年までに講座を開設した学部は、法学部、経済学部、商学部、経営学部でしたが、昨年度からは、将来の租税教育を担う教員の養成を目的として、教育大学（愛知教育大学教育学部、和歌山大学教育学部）においても寄附講座を開設しました。

II 高経大への寄附講座

昨年度の高経大への寄附講座は、経済学部の全学年（約2,100名）を対象とし、後期（平成25年9月〜平成26年1月・全15回）最終回は税理士でもある田中久夫高経大副学長の授業の第3時限（12:40〜14:10）の90分授業で行われました。

講師は、日税連会長、関

東信越税理士会会長などのほか10名の高経大卒業生で構成され、14回の授業は、講師が毎回変わるリレー形式で我が国の租税制度、税理士制度、税法各論などを実務に関するエピソードを交えながら行われました。

後期の履修登録期間は、9月下旬の後期開講から2週間以内であるため、第1回目の授業は履修者数の予測が立たず400名程度収容の教室で行いましたが、立ち見が出るほどの大盛況ぶりでした。

結局、「租税法」の履修者数は開学以来の最高記録となる約900名となり、教室は800名が受講できる5号館に変更となりました。

私も卒業生として、卒業以来30数年ぶりに母校を訪れ授業を行いました。5号館は、私が入学した頃に

完成し入学式・卒業式にも使用された思い出の教室でもありました。

学生は、私の話を熱心に聴き、授業の最後に行った小テストまで集中していました。その真剣なまなざしから、学生の租税に対する関心の高さと、将来この学生の中から多くの税理士が誕生するのではないかと期待させる貴重な体験となりました。

今年度も、後期に全学年（今年度は地域政策学部にも単位互換科目として開放）を対象として2年目の寄附講座（講師は卒業生8名、高崎支部5名他）が行われます。

高崎経済大学の学生にお知り合いがいましたら、来年度まで行われる「日税連寄附講座」の履修を、ぜひお勧めください。



5号館での授業風景

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸**

話

考える時間を
作ってみませんか。

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 田中 直人

ときどき、経営相談を受けますと、感じる時間がありません。

それは、皆さん忙しいです。考える時間が持てない。ああしたい、こうしたいと感じてはいるのだけど、なかなか日常業務のこと以外は考えられない、ということとです。

それはそうですよね。今すぐやらなければならぬことがたくさんあるのですから。特に、中小企業の社長さんは、プレイングマネージャーの方が多くいらつしゃいますので、それどころじゃないよというのが、本当のところではないでしょうか。

さらに、よくある思考パターンは、まず情報を集める。次に、その情報をよく噛み砕いて自分のものにする。そして、組み合わせる等々……。時間がかかりません。

そもそも情報収集、資料収集をしている時間があれば、やっているでしょうから。

そこで、ちょっと手抜きをして、考えるをやってみませんか。

手抜きと言っても、情報収集する時間を省くだけで頭は使います。その方法とは、「商品の失敗作が新しい商品になっちゃった」の方法です。それは、製造だろうと、思われるかもしれませんが、要は、考え方も。

商品の失敗作が新しい商品になっちゃったというのは、商品の製造過程において、何らかのアクシデントにより、本来出来るはずのものが出来上がらなかったが、その失敗作が、違う商品として売れる商品になっちゃった。というものです。

やっぱり製造じゃないかと突っ込まれそうですが、あくまで、考え方だけです。本当に失敗作をあえて作る必要はありません。そんなことをしていたら時間の無駄どころか、材料の無駄になってしまいます。もちろん、何かできれば問題ない

のですが。

考えることは、「もし、〇〇がなかったら（しなかったら）どうなるだろう？」です。

これなら自分の経験や知っている情報の中で、しかも頭の中で考えるができます。

まず、作業工程や人の配置、商品、倉庫、普段必ずしていることのどこか一部分をないものとして考えてください。

ここで重要なのは、工程にしても商品にしても一つの工程や価値に細かく分解してから、一部分を抜き出すということです。書き出してみるとわかりやすいと思います。

ただし、なくなるのは、あくまで一部分だけです。多くのものが違うと、実行できなくなってしまうがちです。

次に、それがなくなったとしたらどうするかを考えます。案外、なくても問題ないものもあります。また、他のもので代用できること

もあります。反対に、根本的にやり方を変えなければ無理なことでも出てきますが、これも、違うやり方を考えるきっかけです。また、商品であれば、それがなくなったモノは、何かの役に立つか？誰かほしがっているか？など、新商品としての可能性を考えてみます。

そして最後に、これを実行するには、どうしたらいいか、何が必要か、いつから始めるか等、行動指針を決めます。

こんな形で、考えるを書いてみましたが、いろいろな考える方法があると思います。どれが正しいというわけではありません。ただ、時代の流れが速く、十年後には現在の仕事の多くがなくなっているという人もいます。こんな時代ですので、週に一日一時間でも、いつもと違うことを考える時間を作ってみてはいかがでしょうか。

「インナーマッスルの強化」がブームに

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

体の奥にあって、

目に見えない赤い筋肉

中高年者の健康を保つ重要な力ギとして、近ごろ「インナーマッスルの強化」というスローガンが飛び交っているのをご存じでしょうか。インナーは内側、マッスルは筋肉。つまり、体の奥深くに隠れている赤い筋肉の総称で、日本語で深層筋とも呼ばれます。股関節や肩関節、腰骨などの周囲に多くあります。その目に見えない筋肉を運動で鍛えよう、というわけです。

これに対し、表側の派手な白い筋肉が「アウターマッスル」。表層筋とも言います。胸部の大胸筋、肩の三角筋、太ももの大腿四頭筋などが代表で、ボディビルや腕立て伏せなどの筋肉トレーニングにより、よく「筋肉隆々」と誇示されます。脇役とも言えるインナーマッスルの鍛錬が、再認識

される形で脚光を浴びてきたのは、理由が2つあります。まず日本は超高齢化社会になって寝たきり老人が増え、対策が急務であること。そして働き盛りの世代にも、飽食と運動不足による「メタボ人間」が続出し、健康管理が課題になったことです。

姿勢を正しく、ゆっくりと、3日坊主にならない

では具体的にどのような運動が有効かと言うと、深部だけを強くするトレーニングはありませぬ。運動には、筋肉や筋力のアップを主目的とする激しい無酸素運動と健康維持に重点を置く緩やかな有酸素運動に大別されますが、双方に垣根はなく、行き来をします。例えばフルマラソンにしても、3時間を切る記録を狙えば無酸素運動と言えますが、途中で何回も歩いたりしてタイムを度外視すれば有酸素運動に近くなります。プロの選手たちにとっても、ハードな練習の合間にスローな運動を取り入れるトレーニング法があります。渡米した松坂大輔投手は太る体質のようですが、インナーの強化でスリムを心がけ、剛速球を維持していると伝わっています。フィギュアスケートの浅田真央選手は姿勢をより美しくするた

めに打ち込んだそうですが、いずれも並々ならぬ努力がうかがい知れます。年齢を重ねてくると激しい無酸素運動にはついていけず、無理のない有酸素運動に代わっていくのが世の習いです。年配者の運動の両横綱としてウォーキングと水泳が推奨されていますが、人前に出るのが苦手の人も多く、実行はイマイチの状態です。そこで今回はインナーマッスルをうたい文句に、高齢者には寝たきり防止、お腹の出てきた中年世代には脱メタボとして、運動の大切さが強調されていると受け取りましょう。

ただ、中高年者がインナーマッスルの働きをより効果的にする運動には、3つの大原則があります。「背筋をきちんと伸ばす」「ゆっくりとしたリズムを保つ」「長く続ける」です。別の言葉にすると「だらしない格好はしない」「せっかちなならない」「3日坊主はダメ」ということでしょうか。

このうち「ユックリリズム」を見事に備えたのが、太極拳とフラダンスだそうです。基本のウォーキングで自信がつけば、次なるステップとして挑戦はいかがでしょう。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

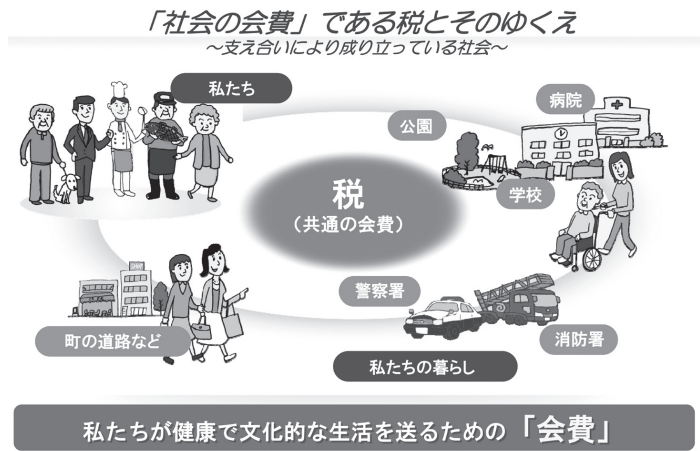
平成26年度「税を考える週間」のご案内

私たちが納めた所得税、法人税、消費税、住民税などは、国や地方公共団体が主体となって行う医療や年金、介護、子育てなどの公共サービスや、学校・公園・図書館・体育館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。税金は私たちが健康で文化的な生活を送るための、いわば「会費」といえるでしょう。

そこで国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、全国的に税についての各種の広報活動を実施しています。平成26年度は「税の役割と税務署の仕事」

をテーマとし、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介しますとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けることとしています。

なお、高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。



日 時	行事名及び開催場所	行事内容等	主催団体等
11月13日 (木) 15:00~17:00	納税表彰式 (ビエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表彰及び作文入選者への賞状授与・作文朗読	税務署・県税団協
11月11日 (火) ~11月17日 (月) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」の優秀作品の展示	税務署 税団協
11月14日 (金) 18:30~20:00	公開講演会 (※) (高崎市総合福祉センターたまごホール)	□バート キャンベル さんによる公開講演会の開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、同封のチラシをご参照ください。

平成26年分 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はその資料をご持参くださるようお願いいたします。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成26年11月18日 (火)	10:00~12:00	群馬音楽センター 高崎市高松町28-2
	13:30~15:30	

(注1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご注意ください。

*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページから各種用紙のダウンロードを、ご使用いただけます。(国税庁ホームページ www.nta.go.jp)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8.0%**となりました。(注)

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、納期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区 分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、金融・ 保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
売上に対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

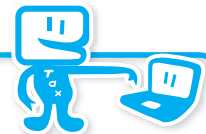
(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!



インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納税は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明証やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっていますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注1）から、自主的に中間申告・納付（注2）することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし

《改正後》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります）。

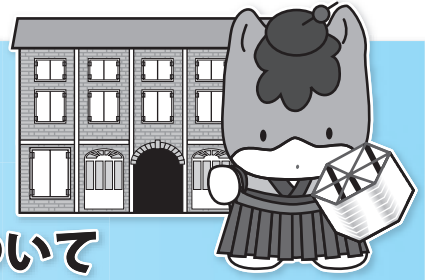
改正消費税法に関する相談

税務署では、今回の消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



群馬県からのお願い



個人住民税（県民税・市町村民税）

普通徴収から特別徴収への切り替えについて

■特別徴収とは

個人の住民税について、事業主が従業員の毎月の給与から特別徴収（給与から天引き）し、これを翌月 10 日までに市町村に納める制度です。

～地方税法第 321 条の 3～ 事業所などで給与の支払いを受けている人の住民税の支払いは特別徴収によって納めていただくことになっています。

■事業主側のメリット

住民税は前年の所得に対して課されるため、毎年 6 月から翌年 5 月まで、毎月定額を特別徴収すればよく、毎月の特別徴収税額の計算が不要です。
（所得税のような毎月の給与額に応じた税額計算や年末調整の必要がありません。）

■従業員（納税者）側のメリット

メリット①

事業主が給料から特別徴収してくれるので、納税のために金融機関等に出向く手間が省けます。（住民税の納税を忘れてしまう心配がありません。）

メリット②

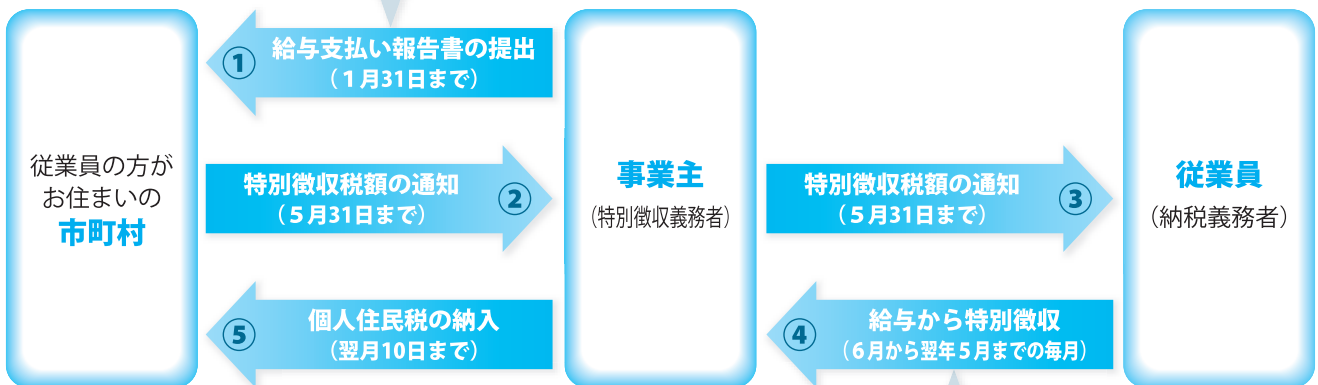
納付回数が年 4 回から 12 回に分散されるため、1 回当たりの納税額が減少し、負担感が軽減されます。

特別徴収の流れ

【特別徴収のお申込み方法】

「給与支払報告書（総括表）」の提出時にお申し出ください。

（詳細については各市町村にご確認ください。）➡ 平成 27 年度から特別徴収に切替いたします。



5月に特別徴収のための関係資料（税額通知書及び納入書等）をお送りしますので、平成 27 年 6 月分から特別徴収することができます。

従業員の個人住民税に係る特別徴収を行っている事業者は、群馬県が実施する競争入札の参加資格格付点数に加点されます !!

群馬県が実施する「物件購入」及び「建設工事」等に係る競争入札参加資格の格付基準において、平成 26・27 年度入札参加資格審査で、従業員の個人の住民税に係る特別徴収を行っている事業者は、格付点数に加点されます。

(特別徴収を行っていない場合と比べて優位になります。)

※平成 26・27 年度競争入札参加資格審査（随時申請）については、随時受付が行われています。

物品・役務：群馬県会計局会計課 TEL：027-226-3819、3820

建設工事：群馬県県土整備部建設企画課 TEL：027-226-3520

個人住民税の特別徴収に係る一斉指定について

地方税法では、「所得税の源泉徴収義務のある事業者」は、個人住民税についても所得税と同様に「特別徴収」によって納めていただくことになっています。

この法令遵守の観点から、全国で特別徴収義務のある事業者を一斉に指定する動きになっています。

【関東近県における一斉指定の状況】

指定予定年度	H26	H27	H28
関東近県	新潟県	埼玉県、栃木県、茨城県、山梨県	神奈川県、千葉県

本県でも、一斉指定について検討・協議を県内市町村と県が一緒に行う場としてのワーキンググループを設置しました。

今後、ワーキンググループにおいて十分に検討・協議を行っていきますので、よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

○個人の住民税及び特別徴収について

・群馬県総務部市町村課 TEL：027-226-2228

・群馬県総務部税務課 TEL：027-226-2196

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

吉井	榛名	高崎	高崎
① 賛光電器関東販売(株) ② 寺本 敦 義 ③ 高崎市吉井町南陽台 ④ 街路照明器具等企画・設計・製造・販売	① (株) 工裕精工 ② 工 藤 裕 幸 ③ 高崎市白岩町 ④ 製造業	① あさひ建設(株) ② 渡 邊 一 也 ③ 高崎市下小鳥町 ④ 建設業	① ガルエージェンシー群馬高崎 ② 小河原 義 光 ③ 高崎市飯塚町 ④ 調査業
女性	箕郷	渋川	高崎
① (株) 天坊 ② 村 木 直 代 ③ 渋川市伊香保町伊香保 ④ ホテル業	① (株) Bプランニング ② 蛭 川 正 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 理容業	① (株) モトイ総建 ② 基 竜 虎 ③ 渋川市石原 ④ 建設業	① (株) エムテック ② 武 藤 昭 敏 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 塩化ビニールパイプ等小売業
青年	榛東	安中	高崎
① ガルエージェンシー群馬高崎 ② 小河原 義 光 ③ 高崎市飯塚町 ④ 調査業	① (株) IRISAWA ② 入 澤 琢 也 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 建設業	① (株) 白石興業 ② 白 石 大 輔 ③ 安中市野殿 ④ 建設業	① (株) OKIアイディエス ② 穴 田 則 明 ③ 高崎市双葉町 ④ ハード・ソフトウェアの開発
青年	榛東	安中	高崎
① (有) スタッフアンドカンパニー ② 重 田 泰 弘 ③ 高崎市上大類町 ④ 広告代理業	① (同) 内海技研 ② 内 海 栄 邦 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ 浄化槽保守点検	① (株) 関東フクサン ② 反 町 充 男 ③ 安中市東上秋間 ④ 卸売業	① (有) 関東環境工業 ② 沼 野 裕 二 ③ 高崎市和田多中町 ④ 建設業
青年	新町	群馬	高崎
① (株) IRISAWA ② 入 澤 琢 也 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 建設業	① 豊友建材(株) ② 飯 島 豊 ③ 高崎市新町 ④ 内装仕上工事業	① (株) 歩未 ② 金 井 和 也 ③ 高崎市金古町 ④ 建設業	① (有) スタッフアンドカンパニー ② 重 田 泰 弘 ③ 高崎市上大類町 ④ 広告代理業
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		群馬 ① (有) 広電工 ② 岡 田 孝 広 ③ 高崎市福島町 ④ 電気工事業	高崎 ① (株) ガルディーノ ② 飯 塚 靖 ③ 高崎市沖町 ④ 介護施設運営

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

今後の税務説明会の予定

平成26年度下期「決算税務説明会」日程表

10月7日(火)	14:00~16:00	吉岡町文化センター(群馬、箕郷、吉岡、榛東)
10月8日(水)	14:00~16:00	渋川市・金島ふれあいセンター(渋川、伊香保、子持、北橋、赤城)
11月6日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
11月10日(月)	14:00~16:00	安中市文化センター(安中、松井田)
11月21日(金)	14:00~16:00	吉井商工会館(吉井)
11月27日(木)	14:00~16:00	榛名商工会館(榛名、倉淵)
1月21日(水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
3月19日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)

平成26年度下期「新規設立法人税務説明会」

12月9日(火)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター
----------	-------------	-------------

表紙説明

高崎市榛名湖マラソン

第2回高崎市榛名湖マラソンが、9月28日(日)に榛名湖畔で行われました。

榛名湖畔周回コース(5周半)42.195kmの“日本一標高が高い過酷な公認コース”に、男子29歳以下・30代・40代・50代・60歳以上・女子39歳以下・40歳以上の7部門で行われ、全国各地から約1,600人のランナーが参加し盛会のうちに無事終了しました。

雄大な榛名富士の下、美しい湖畔を眺めながら走るコースは爽快との声が沢山のランナーからきこえました。

(榛名地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第154号

平成26年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
 (発行所)一般社団法人 高崎法人会
 〒370-0006
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
 U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
 (企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎
 (編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

平成26年度 法人会ポスター

税の知識を活かし、一步先の経営を。

法人会と タッグを組もう。



法人会キラーワグ
けんた



杉山 愛



法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」を社として活動する経営者の団体です。

法人会 投票

● 群馬県からののお知らせ ●

投票締切：10月20日

ゆるキャラ®グランプリ 2014

今年は
1位!

ぐんまちゃんを毎日応援してね

がんばるよ!

群馬県のマスコット
ぐんまちゃん



投票期間：9月2日～10月20日まで

詳しくは公式サイトをチェック! ▶ <http://www.yurugp.jp/>



高崎税務署管内 税務協力団体
一般社団法人 高崎法人会

「税を考える週間」協賛
公開講演会

ロバート キャンベル 氏



生きる手ごたえを、
人はどう掴み取ってきたか

—日本文学の「今」をさかのぼって「これから」を考えるために—

日時 平成26年11月14日(金)
開場 午後5時30分～ 開演 午後6時30分～午後8時

無料

会場 高崎市総合福祉センター
たまごホール(2F) 定員 300名

高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや
公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

締切 10月31日(金) 必着

※定員を超えた場合は抽選とさせていただきますので
ご了承ください。

プロフィール 講師 ロバート キャンベル氏 アメリカ ニューヨーク市出身

カリフォルニア大学パークレー校卒業
ハーバード大学大学院東アジア言語文化学科博士課程修了 文学博士
【国内経歴】

- ・九州大学文学部講師(1987年)、国文学研究資料館助教授(1995年)、東京大学大学院総合文化研究科助教授(2000年)、現在は東京大学大学院総合文化研究科教授(日本文学担当)。
- ・「スッキリ!!」コメンテーター(日本テレビ系)、「いま世界は」(BS朝日)、「Booked for Japan」(NHK国際放送)など。その他、講演や新聞、雑誌、WEBなどで活躍中。

主催：一般社団法人 高崎法人会(高崎税務署管内)

高崎地区会・渋川地区会・安中地区会・群馬地区会・榛名地区会・松井田地区会・伊香保地区会・箕郷地区会
吉岡地区会・榛東地区会・子持地区会・倉淵地区会・新町地区会・北橋地区会・赤城地区会・吉井地区会

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、群馬県西部県税事務所
群馬県渋川行政県税事務所、関東信越税理士会、上毛新聞社

申込み
方法

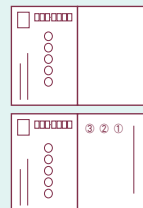
1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがきで
お申込み下さい。
(返信面が入場整理券となります)

返信オモテ：申込される方の住所・氏名
返信ウラ：白紙のまま
往信オモテ：高崎法人会住所(P.26 奥付参照)
往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号



高崎法人会 TEL：027-363-4526
URL：http://www.takasaki-hojinkai.com/

法人だより



高崎市榛名湖マラソン 表紙説明はP.26

全国法人会総連合
平成27年度 税制改正に関する提言

業績を上げる上司と部下とのコミュニケーション術

老舗の誇りとおごりは紙一重の差

「インナーマッスルの強化」がブームに

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会